

# 技術開発敵対 会社別 リストの見方

2017年9月29日  
工藤一郎国際特許事務所

「**技術開発敵対会社別リスト**」は、当該会社の敵対関係を一覧表（リスト）にまとめたものです。（**1**）**攻撃側**と（**2**）**防御側**の2つからなります。当該会社が或る会社（又は個人）を攻撃している審判を（**1**）**攻撃側**として、当該会社が或る会社（又は個人）から攻撃を受けている審判を（**2**）**防御側**として、各々リストにまとめました。

なお、過去10年、消滅した特許を含む。

## （1） 攻撃側

技術開発敵対会社別リスト （1） 攻撃側										
②										①
1801 大成建設										作成日：2017年9月29日 データ更新日：2016年12月末日
No.	審判種別	審判番号	請求人（攻撃側）		被請求人（防御側）		被請求人対象権利			結果
			証券コード	会社名	証券コード	会社名	特許番号	発明の名称	Y K S 技術業種分類コード・名称	
1	判定	2014-600036	1801	大成建設株式会社	1803	清水建設株式会社	5485085	既存杭の軸力受け替え方法	0101R01_地盤改良・基礎工事	不成立
					未上場	株式会社山下設計			0103R03_建築用具・建築工法	
2	判定	2005-060066	1801	大成建設株式会社	未上場	株式会社間組	3177586	制振架構	0103R01_建設部材・構造・特殊建造物	成立

## （2） 防御側

技術開発敵対会社別リスト （2） 防御側										
②										①
1801 大成建設										作成日：2017年9月29日 データ更新日：2016年12月末日
No.	審判種別	審判番号	請求人（攻撃側）		被請求人（防御側）		被請求人対象権利			結果
			証券コード	会社名	証券コード	会社名	特許番号	発明の名称	Y K S 技術業種分類コード・名称	
1	異議	2016-700544	未上場	岡林茂	1801	大成建設株式会社	5843419	偏心柱梁接合部を有する外周架構	0103R01_建設部材・構造・特殊建造物	不成立
2	無効	2013-800058	1812	鹿島建設株式会社	1801	大成建設株式会社	3839448	プレストレストコンクリート構造物	0102R01_物流機器・物流設備 0103R01_建設部材・構造・特殊建造物 0506R01_流体関連部品	不成立

- ① 当リストの作成日と作成に用いたデータ更新日。
- ② 証券コード、会社の名称。
- ③ 本リスト上での整理番号。数字が小さいほど審判請求日が新しいものであることを表す。
- ④ 審判の種別。略称で表示。各略称及びその内容は次のとおり。  
「異議」= 異議申立      「一部異議」= 一部異議申立      「無効」= 無効審判      「一部無効」= 一部無効審判      「判定」= 判定
- ⑤ 特許庁に審判請求された審判に対して特許庁が付した審判の識別番号。
- ⑥-1 審判請求人としての当社、又は当社と共同で審判請求をしている会社（個人の場合もあり）の特定情報。  
上場会社は証券コード、未上場会社又は個人は「未上場」と表記。会社名及び個人名は審判請求時のまま。
- ⑥-2 当社に対して審判請求をした会社（個人の場合もあり）の特定情報。  
上場会社は証券コード、未上場会社又は個人は「未上場」と表記。会社名及び個人名は審判請求時のまま。
- ⑦-1 当社が審判請求をした相手方の会社（個人の場合もあり）の特定情報。  
上場会社は証券コード、未上場会社又は個人は「未上場」と表記。会社名及び個人名は審判請求時のまま。
- ⑦-2 審判の被請求人としての当社又は当社と共同で審判の被請求人となった会社（個人の場合もあり）の特定情報。  
上場会社は証券コード、未上場会社又は個人は「未上場」と表記。会社名及び個人名は審判請求時のまま。
- ⑧ 当社が審判請求した相手方会社の対象権利の特定情報。  
特許番号 = 特許庁から付与された特許の識別番号      発明の名称 = 特許された発明の名称  
Y K S 技術業種分類コード・名称 = 当該特許が属するY K S 技術業種分類における小分類コード及びその名称。  
一つの特許が、例えば、「0102R01\_物流機器・物流設備」「0103R01\_建築部材・構造・特殊建造物」「0506R01\_流体関連部品」と複数の小分類に属する場合がある。
- ⑨ 審判結果の情報。各略称及びその内容は次のとおり。  
「不成立」= 特許権は存続している。      「成立」= 審判請求が成立し、無効審判の場合には特許権は消滅。判定請求の場合には請求人の申立通りの結論。  
「一部成立」= 審判請求が一部で成立し、無効審判の場合には特許権の一部が消滅。判定請求の場合には一部成立はなし。  
「却下」= 請求自体が成り立たなかった。      「請求取下」= 一旦請求したが、請求人の都合により審判等を取りやめた。  
「審判中」= 特許庁において審理中であり、結論が出ていない。